

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

広島国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月及び同年11月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から同年10月まで
② 昭和63年7月
③ 昭和63年11月から平成3年8月まで
④ 平成9年1月から10年1月まで
⑤ 平成11年6月から同年10月まで

私は、申立期間について生活保護を受給していた記憶があり、生活保護受給期間は国民年金保険料は法定免除となるはずなのに、法定免除期間が自分の記憶より少ない。

刑務所の在監証明書を提出すれば法定免除になると聞いた。

生活保護受給期間の調査がずさん過ぎるので再度調査をして、法定免除の期間を加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の生活保護受給期間について、保護開始年月日及び保護廃止年月日を、申立人が居住していた自治体の生活保護担当部署に照会した結果、昭和63年9月27日から同年11月1日までの期間及び平成10年3月6日から11年5月1日までの期間であることが確認できる。

旧国民年金法第89条では、「国民年金被保険者が生活保護を受給するに至ったときは、その受給するに至った日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。(要約)」と規定していることから、申立期間のうち、保護開始日である昭和63年9月27日が属する月前の直近の基準月の同年7月、及び保護廃止日である同年11月1日が属する月の同年11月については、法

定免除の対象期間であると認められる。

- 2 国民年金法には、刑務所の在監証明書で法定免除とする規定は無いほか、生活保護担当部署でも、「生活保護は、要保護者等からの申請により申請時の生活実態を考慮し決定されるもので、在監証明書により生活保護が受給できることはない。」とし、生活保護受給記録は電算管理しており、確認漏れはあり得ないと説明している。

また、申立人の生活保護の申請手続及び生活保護受給期間に係る記憶はあいまいであり、申立人に聴取してもその手続について具体的な供述が得られず、このほかに、申立期間について生活保護を受給していたことを裏付ける関連資料は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月及び同年11月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

広島国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年9月まで

私は、昭和43年4月に結婚し、夫に国民年金に加入するように言われ、A市役所に加入手続に行き、保険料も自分で納めた。

また、年金手帳の「被保険者となった日」が、その後、転入したB市で、「昭和50年10月17日」から「50年11月17日」に訂正されたが、なぜ、訂正されたのか納得できない。

私の年金加入当初の期間に未納とされている期間があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和50年10月について、申立人の年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」の欄に記載された「昭和50年10月17日」が、手書きで「11月」に訂正されている。

しかし、同手帳の「はじめて国民年金の被保険者となった日」欄には、「昭和50年11月17日」と記載されており、A市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日をみても、昭和50年10月17日の資格取得者は確認できず、同年11月17日の資格取得者が多数確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録も、資格取得日は50年11月17日となっており、ほかに申立人の国民年金の資格取得日が同年10月17日であったことをうかがわせる事情は見当たらず、年金手帳に記載された誤りを訂正したものとみられる。

これらのことから、申立期間のうち昭和50年10月については、任意加入

手続前の未加入期間であり、保険料を納付できなかつたものとみられる。

- 2 申立期間のうち昭和 50 年 11 月から 51 年 9 月までについて、申立人は 50 年 11 月 17 日に国民年金に加入して以降、国民年金被保険者期間については、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、付加保険料を納付している期間もあるなど、年金に関する意識が高かつたものと認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 2 月 25 日に A 市から B 市に転入し、転入後の 52 年 12 月 13 日に 51 年 10 月から 52 年 3 月までの過年度保険料を一括納付し、同年 4 月から同年 10 月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、50 年 11 月から 51 年 9 月までの期間については納付可能な期間であり、過年度保険料については時効の関係から、古い時期のものから納付するのが通例であり、任意加入しながら申立期間を未納のままとしているのは不自然である。

さらに、申立人が年金手帳の交付を受けた A 市を管轄する社会保険事務所から、転入先の B 市を管轄する社会保険事務所へ申立人の国民年金被保険者台帳が移管されたのは、申立人が B 市に転入後約 2 年も経過した昭和 53 年 2 月 14 日であり、この間の転入先の社会保険事務所では、申立人の被保険者台帳が無いことから、台帳が移管されるまでの間、仮の台帳で納付記録を管理し、台帳の移管後に転記されたものとみられ、行政の記録管理に瑕疵の可能性が推測される。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 11 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年12月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和47年2月に会社を退職し、姉と共に実家の問屋を手伝うことになった。母が、私と姉の国民年金の加入手続や、保険料納付をしてくれていた。

申立期間の保険料が未納とされているが、母が、姉の保険料を納付しながら、私だけを未納のままにすることは考えられない。母は亡くなっており、領収書も無いが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月1日に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないが、手続を行ったとする申立人の母は、昭和36年4月から60年4月（60歳到達）までの国民年金加入期間に未納は無く、申立人と共に家業を手伝っていた申立人の姉も46年9月の資格取得からの国民年金加入期間に未納は無い上、時期は異なるが、54年に大学を卒業し家業に就いた申立人の弟も54年4月に資格取得して以降、国民年金加入期間に未納は無く、申立人の家族の年金に関する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月ごろに払い出されたものと推測でき、この時期であれば、いずれの申立期間の保険料も納付することが可能であり、申立人が会社を退職した当時、申立人の母が体調を崩し入院していた時期があるとのことから、申立人に係る資格取得手続が遅れたも

のと推測でき、申立人の姉の資格取得日と同様に、退職月の翌月である 47 年 3 月 1 日を資格取得日としながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、国民年金に任意で加入し、申立期間もその前後の期間と同様に、市役所の窓口で現金で保険料を納付した。

申立期間前後に生活上の変化は無く、保険料を納めない理由が思い当たらない。

当時は、市の窓口で保険料を現金で納付しても、年金手帳に領収印も押し付けてくれず、領収書も発行してくれなかった。不思議に思っていたので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に国民年金に任意加入した後、56年3月までの任意加入期間の国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて納付しており、納付意識が高かったことが認められる。

また、未納とされている申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間もその前後の期間と同様に、3か月に1回、市役所の窓口で現金で納付していたと供述しているが、本来は納付書により金融機関に納めるべきところ、申立期間前後は納付済みとなっていることから、当時、市の窓口で現金で納付を受け付けていたことを否定できる根拠は見当たらず、申立期間前後に納付記録がありながら、申立期間の3か月のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は、申立人の夫が昭和36年12月から勤務している事業所に継続して勤務している時期であり、保険料の納付が困難と考えられる生活上の変化は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年2月までの期間及び昭和51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年4月から48年3月まで
②昭和51年7月から52年3月まで
③平成11年10月から13年8月まで

未納及び未加入とされている期間のうち、申立期間①及び②については、年金手帳に保険料の領収証書を貼り付けているので、納付済みとされていないことは納得できない。

また、申立期間③については、平成10年の60歳の時、社会保険事務所で国民年金の期間が25年あると聞いて安心してしたが、63歳のころに32か月足りないと言われ、社会保険事務所で32か月のうち、23か月分の国民年金保険料を払った。確かに現金を社会保険事務所の窓口で払ったのに未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では未納期間とされているが、申立人が所持する国民年金手帳に貼り付けてあった領収証書により、国民年金保険料が、一括で昭和50年10月18日に納付されていたことが確認でき、また、市が保管する国民年金被保険者名簿でも納付済みの記録となっている上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳でも、納付済みとなっている。

しかしながら、申立人は、申立期間①のうち昭和48年3月は厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであり、当該期間の記録訂正を行うことはできないものの、同年3月分の国民年金保険料が還付されていることは確認できない。

2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では未加入とされているが、申立人が所持する国民年金手帳に貼り付けてあった領収証書により、国民年金保険料が一括で昭和 52 年 7 月 5 日に納付されていたことが確認でき、市が保管する国民年金被保険者名簿でも国民年金保険料は納付済みの記録となっている。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の昭和 51 年度の欄に、納付月が「12」とされたものが手書きで「3」に訂正されているが、申立期間②の保険料は、昭和 51 年 7 月 1 日の資格喪失処理に伴って、還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、この期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

なお、この期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているが、申立人が強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、昭和 51 年 7 月に被保険者資格を喪失していることを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

3 一方、申立期間③については、申立人は納付した金額等は詳細に記憶しているものの、納付時期や納付期間などの記憶はあいまいである。

また、申立人は、平成 13 年に、社会保険事務所からの連絡により、11 年 10 月にさかのぼって国民年金に任意加入し、保険料を納付したとしているが、任意加入でさかのぼって資格を取得し保険料を納付したとする申立内容は、制度上不合理である。

なお、申立人は、平成 10 年 4 月に、同年 1 月にさかのぼって国民年金に任意加入し同年 1 月から同年 5 月までの 5 か月分の国民年金保険料を納付しているが、これは、行政側が年金受給権の 300 か月を満たすために申立人の立場に立って行った措置と考えるのが自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 2 月までの期間及び 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和46年4月

会社を退職後、国民年金の加入手続をして忘れずに国民年金保険料を納めていた。年金受給の手続をした時に、昭和46年4月の1か月分が還付されて未納になっているとの説明を受けたが納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、国民年金被保険者名簿では資格取得日は昭和46年4月1日とされ、国民年金被保険者台帳においても資格取得日は同年5月15日から同年4月1日に訂正されており、申立期間は国民年金の任意加入期間であることが確認できる上、資格を喪失（昭和47年4月7日）した後の47年9月14日に申立期間の国民年金保険料を還付した記録となっているが、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間又は共済組合員期間との重複は無く、納付された保険料を還付する理由は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年3月までの期間、同年5月、同年6月及び50年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで
② 昭和40年3月
③ 昭和43年11月から44年3月まで
④ 昭和44年5月及び同年6月
⑤ 昭和50年9月

昭和50年3月にA県からB市C区へ転居し、その後、数年して、友人から国民年金未加入者に対するの特例による救済措置があると教えられ、C区役所へ出向いて一括納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和53年7月に40年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、被保険者資格取得前の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金発足時に別の国民年金手帳記号番号（昭和35年10月1日資格取得）の払出しを受けているが、当該記号番号があることを承知しておらず、昭和54年に不在削除となっており、当該記号番号で保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について保険料の納付金額や納付時期に係る具体的な記憶が無い。

2 申立期間③及び④については、申立人は、過去の未加入期間の保険料をすべて納付するため、B市に転居（昭和50年3月）後、数年して特例納付したとしているところ、昭和53年7月に、40年4月1日にさかのぼって資格

を取得し、40年4月から42年7月までの保険料を54年及び55年に数回に分けて特例納付していることが確認できる上、その時期は、特例納付の実施期間内であり、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立人の妻が厚生年金保険の被保険者となっていることから、本来、申立人は任意加入対象者であるが、昭和40年4月に強制加入者として資格を取得している上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳に記録されている特例納付（昭和40年4月から42年7月までの期間）の状況をみると、通常、特例納付は先に経過した期間から納付して行くことが基本であるが、前の期間を後に納付するなど、不自然な納付記録となっている。

さらに、申立人が厚生年金保険の資格を喪失していた間である昭和40年4月から42年7月までの期間を特定して特例納付していること、及び当該特例納付の収納事務や国民年金資格の取得や喪失についてはB市C区役所内で社会保険事務所職員が処理していたことなどから、申立期間③及び④前後の厚生年金保険加入記録を確認の上、申立期間③及び④を国民年金加入期間と把握していた可能性がうかがえ、記録上、未加入となっている申立期間③及び④についても特例納付したと考えることに不自然さは無い。

3 申立期間⑤については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳では、昭和50年9月分の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳及びB市が保管する国民年金被保険者名簿には、昭和53年6月に還付をうかがわせる記載があるものの、申立人は、50年9月に任意加入者として資格取得し、以後の保険料を完納している上、申立期間の保険料を還付する理由も無いにもかかわらず2年以上も経過して還付されたことになっているのは、不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年3月までの期間、同年5月、同年6月及び50年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 855（事案 423 の再申立）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 10 日まで
② 昭和 22 年 12 月 1 日から 33 年 3 月 23 日まで

私は、昭和 14 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、その後、同社は C 社 B 工場に社名変更したが、職場は変わらず 33 年 3 月 23 日まで勤めた。両社で総務課庶務担当だったが、社員に脱退手当金を支払った記憶も自分が受け取った記憶も無い。

私は、昭和 23 年 8 月ごろから両親と子供を養っていたが、33 年に結婚し、夫の勤務地である D 県 E 市へ、会社を退職した翌日に家族全員で引っ越し、会社には、すぐ仕事を探して働くと言った記憶があり、脱退手当金は請求していない。

前回の申立ての際には、私が厚生年金保険の第四種被保険者になったことが、脱退手当金を受給したことを認識していたことの理由とされているが、当時、社会保険事務所に脱退手当金は受給していないと抗議したが、全く取り合ってもらえず、やむなく加入したものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 54 年 7 月 26 日に厚生年金保険の第四種被保険者（任意継続被保険者）となり、厚生年金保険料を 15 か月納付し、厚生年金保険の老齢年金の受給資格期間 180 か月を満たしていることが確認できるが、申立人が脱退手当金を受給していないのであれば老齢年金の受給要件である被保険者期間をすでに満たしており、任意継続する必要はなかったところ、任意継続の手続を行った際には、脱退手当金が支給され、申立期間が厚生年金保険加入期間とはならないことを認識していたものと考えるのが自然であるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は今回の申立てに際し、第四種被保険者の加入につい

て、当時、社会保険事務所に脱退手当金は受給していないと強く抗議したが、全く取り合ってもらえなかったため、やむなく加入したものであると主張しており、当時の社会保険事務所の被保険者に対する応対等を考慮すれば必ずしも不自然とは言えないと認められるとともに、申立期間以降にE市で厚生年金保険に加入した際に払い出された別の厚生年金保険記号番号は、昭和50年2月7日に申立期間の記号番号に重複取消されており、申立人に脱退手当金の受給についての認識が無かったことを裏付けるものと考えられる。

今回の申立てを受け、申立ての事業所で申立人と同時期に資格喪失した者のうち、連絡できた二人から当該事業所における当時の脱退手当金の支給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがわせる供述は得られず、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページの前後16ページに記載された240人のうち、女性被保険者は21人で、このうち脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含めて4人であり、この4人の資格喪失年月日、支給決定日は同時期ではないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、今回の申立てを受け、新たに、申立ての事業所で脱退手当金の支給記録があり、申立人の脱退手当金の支給決定月と同月に支給決定されている同僚の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、被保険者資格の喪失日は昭和33年10月1日であり、その20日後の同月21日が脱退手当金の支給決定日となっている上、当該被保険者台帳の備考欄に、脱退手当金の支給裁定日と推測される「脱手、33.10.16」との記載がある。社会保険庁業務センターの説明によれば、当時の被保険者台帳は、現地の社会保険事務所が管理しており、脱退手当金の支給対象となる被保険者期間の確認は速やかに行うことが可能であったと考えられる一方、申立人は同僚と同時期の33年3月23日に資格喪失しながら、同年10月11日に支給決定されるまで、6か月を要していることは不自然であると考えられる上、申立人の被保険者台帳の備考欄には「33.8.21」との記載があるが、これを脱退手当金の裁定日とみなす根拠は希薄である。

さらに、申立人は申立ての事業所を管轄する社会保険事務所が発行している厚生年金保険被保険者証(再交付)を所持しているが、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証を再交付する場合は、脱退手当金支給の有無を調査し、既支給のものについては、被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

加えて、申立人は、国民年金制度発足直後の昭和36年1月20日に国民年金に任意加入し、以後の国民年金加入期間に未納は無く、厚生年金保険との切替時に2か月の未加入期間があるものの、公的年金に途切れることなく加入しており、公的年金への加入意識及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和49年7月1日）及び喪失日（昭和49年9月1日）に係る記録を取り消し、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日、資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から同年9月1日まで

私が、A社B支社に外交員として勤めたのは昭和48年で、当時は、C市D町に住みバスで通っていた。その後、49年5月に同市E町に転居し、家の近くのF社に事務員として入社した。

A社B支社の厚生年金保険の加入記録が1年後のF社の記録と重複していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和48年7月1日から同年9月1日まで申立事業所において、A社の営業に従事し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和49年7月1日、喪失日は同年9月1日とされており、当該期間については、申立人は申立事業所における被保険者記録以外に、F社においても、厚生年金保険に加入していたものとされている（昭和49年7月1日に被保険者資格を取得し、50年3月21日に喪失）。

この記録について、申立人は、昭和49年7月から8月までの期間は、妊娠中（昭和50年*月に二男を出産）で身体的につらい時期にあり、A社で外交員の仕事をすることはできず、当時の居住地に近いF社に事務員として勤務したと主張している。

また、F社の事業主は、「申立人の当社における勤務期間は、社会保険事務所の記録と一致している。事務員として事務所内で勤務していた申立人が、当社に勤務しながら、A社の外交員として外回りの仕事をするとは考えられない。兼業は許可していない。」としていることから、申立人は、当該期間において、F社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

さらに、申立人は、i) 申立人の申立期間当時の居住地（昭和48年1月18日から49年5月2日まで居住）から申立事業所までの通勤経路を詳細に記憶していること、ii) 夏の暑い時期に申立事業所の外交員として外回りの仕事をしていたと記憶しており、その供述内容は具体的で信ぴょう性があると認められる。

加えて、申立事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日とされている昭和49年7月1日に資格取得手続が行われた者が、申立人のほかに約100人確認でき、その元同僚のうち、申立人のほかにも、社会保険庁のオンライン記録と実際の在籍期間に相違のある者が複数いることが確認でき、当該事業所の手続が適正に行われていなかったものと考えられる。

- 2 これについて、申立事業所の提出した資料及び説明によると、当該事業所の本社では、外交員に対しては、昭和49年2月までは厚生年金保険の適用手続を行っていなかったが、社会保険事務所と折衝の上、同年3月からの加入を目途として全国各地の社会保険事務所との折衝を開始する旨の決裁記録があるため、当該事業所における被保険者資格の取得日である49年7月1日時点で在籍していない外交員に対して加入手続を行い、保険料を納付したとは考えられないとしている。

しかし、仮に、申立事業所が、申立人について、社会保険庁のオンライン記録で被保険者期間とされている昭和49年7月1日を資格取得日とする届出、及び同年9月1日を資格喪失日とする届出を社会保険事務所に対し行っていたとしても、勤務実態は、申立人が当該期間において申立事業所とは異なるF社にあったことは明白であり、申立人の当時の状況から、当該期間において申立事業所での勤務実態はないと考えられ、勤務実態のない期間を社会保険事務所に届け出することは容認できるものでない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所において、昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和49年7月及び同年8月の社会保険庁のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主から社会保険事務所に対し、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月7日から同年11月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社B支店に正社員として入社した。終戦後も引き続き勤務し、20年9月17日に水害にあったので、母の実家から、隣のCさんと一緒に申立事業所に通った。同年10月に解散になるまで申立事業所に勤務していたので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における元同僚の供述及び申立人の申立期間における水害の状況やその後の事実経過に関する供述などから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月7日に資格を喪失した記録となっている。しかし、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同じ日に被保険者資格を取得した者の整理番号には、何らかの事情によりかなりの数の欠番が確認できる。また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の備考欄には、一部不鮮明で判読できないものの、「戦災により名簿一部不完全につき」及び「記録を正当とする」と記載されていることから、当該被保険者台帳の記録は申立事業所の被保険者名簿が戦災のため焼失したことにより資格喪失日を確認することができないことから、戦後間もない時期に、当時在籍していた者を対象に再生されたものと推認される。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、終戦から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特

定することは困難である。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中、申立事業所に継続して勤務した事実が認められること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に、戦災により焼失したため現存する被保険者名簿が戦後間もなく作成された際の、保険者による被保険者名簿への記入漏れの可能性が高いと認められること等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 11 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない事案に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされていない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における資格取得日は、昭和35年2月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和35年2月から36年1月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年4月15日から23年8月1日まで
② 昭和35年2月1日から36年2月1日まで

私は、申立期間①は、昭和22年4月15日からB氏所有のC丸に乗船し、その後、C丸が廃船になったので、いったん下船し失業保険を受給した。申立期間②は、A社における私の父の資格取得日が昭和35年9月1日となっており、私は、それ以前の同年2月1日から既に乗船していたが、資格取得日は父よりも後の36年2月1日とされている。社会保険事務所のいい加減な記録管理に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社は社会保険事務所の記録によると、昭和35年2月1日に船員保険の新規適用事業所となり、52年2月21日に適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時は適用事業所であったことが確認できるが、A社の申立期間②に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は無い。

しかしながら、申立人は、昭和35年2月ごろに、妻と幼い娘と一緒にD丸に乗船し、約半年後にE丸の前船長が下船するのを契機に、父親を機長として呼び寄せ一緒に当該船舶に乗船したとしており、同年末から36年3月にかけて、妻が妊娠中（昭和36年*月に長男を出産）に病院で健康保険の対象となる診察を受けたことから、申立期間②当時、船員保険被保険者証を所持していたと主張している。このような申立人の供述内容は具体性がある上、父親のA社に係る資格取得日は35年9月1日であり、信ぴょう性も認められる。

また、申立人は、申立期間②当時、F港内で海難事故に遭ったとしていることから、G海難審判所に確認したところ、当時の審判事件簿に昭和35年12月に発生した事件において、申立人が船長としてE丸に乗船していたことが確認できた。

一方、社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）におけるA社に係る資格取得年月日欄には、「36年2月1日」と記載された上に、「35」と記載されていると読み取ることができ、「2月1日」と記載された上には、何らの記載も確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和35年2月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿における標準報酬等級の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、申立事業所である船舶所有者のB氏は、船員保険の適用船舶所有者として確認することができず、船員保険の新規適用船舶所有者の届出を行っていなかったものと推認することができる。

また、社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている最初の船舶所有者名は、H社であることが確認できたが、同社における申立人の資格取得年月日は昭和23年8月1日と記載されており、申立期間①についての船員保険の加入記録は無く、H社の申立人に係る船員保険被保険者名簿にも申立期間の記録は無い。

さらに、当時の事業主は既に他界していることから、当時の勤務実態について供述を得ることができない上、申立人は船員手帳を所持しておらず、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年12月1日、資格喪失日を53年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月1日から53年2月16日まで

私は、申立期間当時、C事務所に正社員の事務員として勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保有する管理台帳には、申立人の氏名、厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和50年12月1日）、同喪失日（昭和53年2月16日）及び生年月日が記載されているが、この管理台帳について申立事業所は、厚生年金保険被保険者の記録が欠落している者を記録した可能性があるとしている。

また、申立事業所の本社によると、申立人は正社員ではないが、申立期間における在籍を確認でき、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の賃金台帳が現存しないため不明であるが、申立期間の全期間を含む昭和45年2月ごろから53年2月ごろまでの期間、厚生年金保険等の社会保険関係の事務誤りが多発していたため、申立人に係る事務にも誤りが生じていた可能性があるとしている。

さらに、申立人と同じ工事事務所に勤務し、申立人が記憶している同僚3人については、申立期間の全期間において、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、申立事業所に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の全期間において、申

立事業所に勤務し、かつ、生年月日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と近似している同性の同僚に係る社会保険庁のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の台帳等の関連資料が無いため確認できず不明であるとしているが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年12月から53年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から62年9月まで

はっきり覚えていないが、昭和56年か57年の春ごろにA市B区役所から国民年金に加入するよう電話があったので、同区役所で手続をして、その窓口で保険料を支払ったと思う。

区役所の職員に「2、3年以上前の国民年金の保険料は時効のため納付できないが、厚生年金保険に加入しているので、後日、時効でない2、3年分の保険料を支払えば、年金が通算される。」と言われた。

夫婦一緒に国民年金に加入し、過去の保険料（約20万円）を支払い、その後も区役所の近くの金融機関からきちんと振り込んでいたのに、申立期間の保険料が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会判断の理由

申立人及びその妻の国民年金の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録により、共に昭和61年4月1日と確認でき、国民年金手帳記号番号の払出状況から、申立人の手帳記号番号が夫婦連番で払い出されたのは、平成2年1月と推定できる。したがって、申立期間のうち、昭和54年7月から61年3月までの期間は国民年金の未加入期間のため、また、同年4月から62年9月までの期間は時効のため、いずれも保険料を納付できない期間である。

また、加入手続を行ったとする時期と、申立人に現在の国民年金手帳記号番号が払い出された時期の住所地は同一であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市によると、国民健康保険の保険料の督促等を電話で行うことはあるが、原則として国民年金の加入勧奨を電話で行うことはないとしている。

加えて、申立人は、昭和56年7月にA市の国民健康保険に加入しており、

一方、62年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料（2万2,200円）を、国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年1月に、昭和63年1月から平成元年3月までの15か月分の国民年金保険料（11万4,600円）を、2年4月ごろに夫婦で納付しているとみられることから、申立人の昭和56年から57年の春ごろに加入手続を行い、過去の保険料を納付したとする記憶は、これらの記憶との混同の可能性も考えられる。

このほか、申立人及びその妻が、申立期間に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの期間及び54年4月から平成12年9月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から51年3月まで
② 昭和54年4月から平成12年9月まで

私は、集金人に勧められ、昭和45年10月に付加年金に加入し、共済組合に加入していた3年間を除いて、平成12年9月まで付加保険料を納付した。

年金関係の書類は大切にしていたが、事務所の水損により喪失してしまい、証明できる書類は無いが、申立期間について付加年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付している上、昭和62年4月以降の保険料について一部を除き、ほぼ前納していることから、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

しかし、申立期間①のうち、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和43年1月から48年3月までの期間は、申請免除期間となっており、その後、52年から54年にかけて定額保険料が追納されていることが確認できることから、制度上、付加保険料を納付できないこととなり、申立内容と矛盾している。

また、昭和50年1月から同年12月までの保険料を前納している記録があるが、その納付金額は、当時の前納保険料(定額)と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間は長期間である上、市保管の申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和39年12月に国民年金の資格を取得し、51年4月に資格を喪失した後、54年4月に国民年金に任意加入し、さらに、60歳到達後

の平成10年に国民年金に任意加入したことが確認できるが、被保険者名簿の付加年金の加入年月及び辞退年月欄が空欄のままであり、申立人に対して付加保険料の請求があったとは考え難い。

加えて、当該被保険者名簿の検認記録欄には、申立期間について定額保険料と付加保険料の納付を示す「B」の記載は無く、申請免除を示す「M」及び定額保険料のみの納付を示す「A」の記載が確認できる。

その上、申立期間①に付加年金に加入しているのであれば、国民年金の資格取得日以後に付加保険料の納付申出がされていたこととなるが、申立人の記憶はあいまいであり、このほかに、申立人が申立期間に付加年金に加入し、付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年6月までの期間及び39年12月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年6月まで
② 昭和39年12月から41年3月まで

私は、昭和39年7月ごろ結婚し、個人運送業を営んでいたが、当時の妻の母に国民年金には必ず加入するように言われた。

離婚した妻が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納め続けたのは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、41年4月から52年6月までの期間については、保険料を納付している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳に記載されている手帳交付年月日から、昭和41年6月ごろと推認され、この時点では、申立期間①を含む39年3月までの国民年金保険料は時効により納付ができず、また、申立期間②については、過年度保険料として納付が可能であったが、保険料を納付したとする申立人の元妻からは供述が得られず、申立人及び元妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。さらに、申立人は国民年金加入手続に関与していないことから、加入状況が不明である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

2 申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の元妻とは、昭和39年7月に婚姻していることから、申立期間①については結婚前の時期であること、申立期間②については、元妻は当時18歳であ

ること、また、元妻は申立期間②以降の42年6月ごろに国民年金加入手続きを行い、43年4月以降の保険料を納付していることから、元妻が申立期間の保険料を納付したとするのであれば、特例納付の時期にまとめて納付したことになるが、申立人にはさかのぼって保険料をまとめて納付したとする記憶は無く、申立人の主張を裏付ける周辺事情は見当たらない。

- 3 社会保険庁のオンライン記録により、申立人については、平成15年5月20日及び19年12月12日に、昭和36年4月以降の申立期間を含む国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間が統合され、資格取得日は37年7月24日に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時においては、厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失に併せた国民年金の被保険者資格の取得・喪失の手続きは行われておらず、申立人に現在の手帳記号番号が払い出された41年6月以降に、国民年金被保険者の未納期間として記録されていたものと推測することができ、申立期間について保険料を納付し続けていたとする申立内容は不自然である。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 854 (事案 30 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから35年11月1日まで

私は、昭和30年ごろから35年10月まで、A社に勤務していた。厚生年金保険料を払っていたことは給与明細書で明らかであったが、厚生年金保険の加入記録が無いことが納得できない。

申立期間当時、同じアパートに住んでいた者が、私の給与明細書を見て厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、再度、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の母親の証言から申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえるが、同僚の厚生年金保険の加入記録は、申立期間と相違しており、申立人の具体的な勤務期間は特定できないこと、ii) 申立事業所は、昭和31年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立期間において申立人と同じアパートに住んでいたとする証言者への調査依頼があったが、同証言者からは、「確かに申立人と同じアパートに住んでいたが、その時期は覚えていない。また、申立人が、トラックの運転手をしていたことは覚えているが、勤務していた会社名は覚えていない。申立人の給与明細を見たかどうか覚えていない。」との供述のほかには、具体的な供述は得られない。

また、申立ての事業所の当時の事業主の息子に聴取したところ、「申立人のことは覚えていないが、申立人の言う仕事の内容は、当時の業務内容と同じである。しかし、厚生年金保険の手続は事務担当者二人に任せていたので分からない。」と供述しており、当時の事務担当者の所在を調査したが、一人は既に亡くなっており、もう一人は連絡先が確認できない。

さらに、申立期間当時、申立ての事業所に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚に照会したが、申立人を覚えているとしているものの、申立人の勤務の時期や厚生年金保険料の控除等の状況についての供述は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月から20年11月7日まで
② 昭和23年5月18日から同年7月8日まで
③ 昭和25年11月25日から27年5月まで

終戦前に父が死亡したので、学校を中退し、昭和19年8月から23年まで、A村のB社で鉄鉱石を採掘していた。

その後、昭和23年から27年5月ごろまで、C市のD社（昭和24年からE社）で、米軍の自動車を修理していた。

平成19年に社会保険事務所で提示された被保険者記録照会回答票には、昭和20年11月7日から23年5月18日までの期間及び同年7月8日から25年11月25日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録はあるが、いずれも事業所名が記載されておらず、勤務期間も記憶と違うと思われるので、きちんと調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するF事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄にB社、所在地欄にA村と記載され、氏名欄に申立人の名前が記載されていることから、申立人が「B社」と主張する事業所は、F事業所であると認められる。

また、申立人は、父親が死亡し、学校を中退後に申立ての事業所に入社したとしているが、除籍謄本により申立人の父親は昭和20年4月*日に死亡したことが確認できること、及びG師範学校の後身であるG大学が保管する申立人の学籍簿（除籍簿）に「昭和20年4月4日入学、同年11月3日退学」と記載されていることから、申立人が入社したのは、昭和19年8月ではなく、20年11月以降と考えられる。

さらに、申立人が昭和 20 年 11 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した F 事業所において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は「職員名簿に申立人の入社日は昭和 20 年 11 月 5 日と記されている。」と供述している。

- 2 申立期間③について、社会保険庁が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の事業主・事業所名称欄に H 社 I 工場と記載され、社会保険事務所が保管する J 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が記載されていること、及び E 社の社史に H 社(現在は、E 社)の一部門として J 事業所が記載されていることから、申立人が「D 社」と主張する事業所は、J 事業所であると認められる。

また、申立人は昭和 27 年 5 月まで申立ての事業所に勤務していたとしているが、E 社の社史によると、J 事業所は 26 年 6 月に閉鎖しており、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

さらに、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、E 社の事業主や当時の同僚から具体的な供述は得られない。

- 3 申立期間②については、F 事業所及び J 事業所のいずれも、約 60 年前に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の F 事業所の退社日及び J 事業所の入社日を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。また、申立人の弟の「兄は C 市の叔母を頼って A 村を出たので、次の勤め先は C 市に行ってから探したと思う。」との供述から、求職活動中だったとみられる。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 ごろまで

私は、昭和 35 年 4 月に A 社に入社し、38 年 4 月 ごろまで継続して勤務したのに、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された大学ノート(表紙に「社会保険被保険者名簿」、「A社」及び「総務部」と記載)には、申立人について、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 35 年 4 月 1 日、喪失日は 35 年 9 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、備考欄に健康保険証が返却されたことを示す「証返」のゴム印が押されている上、申立期間の健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立期間に申立ての事業所に勤務していた同僚に聴取したところ、3人は「申立人が申立ての事業所で勤務していたことは間違いないが、働いていた期間ははっきり分からない。」と供述し、別の5人は「申立人について記憶に無い。」と供述しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述が得られない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月1日から同年9月30日までの期間について、B社において、船員保険被保険者としての加入記録があることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年ごろから 40 年ごろまで

私は、知人の紹介で昭和 38 年ごろから 40 年ごろまで A 社に勤務した。正式な会社名は記憶に無く、所在地は B 市 C 区で、D 橋の近くであったと思うがはっきりした記憶は無い。申立期間当時、高額の給料をもらって働いていたことを覚えているが、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは覚えていない。

何年か前に元同僚の二人に会った時に、A 社の厚生年金保険の被保険者記録があると聞いたので、申し立てることとした。

なお、申立期間の一部は国民年金の保険料納付記録があるが、これは離婚した元妻に聴いたところ、当時夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

申立ての A 社の名称では厚生年金保険の適用事業所が確認できなかったため、申立事業所名に類似し、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所として確認できる 3 社において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった 25 人にアンケート調査し、そのうちの一人から送付された E 社 (B 市 C 区) の慰安旅行時の写真により、申立人は、当該写真に自分が写っており、当時自分が勤務していた申立事業所は E 社に間違いなしとしている。

しかし、申立人は、当該写真の撮影日 (昭和 41 年 5 月 29 日) の時点で、F 社に勤務し、同社での厚生年金保険の被保険者の記録 (昭和 41 年 3 月 1 日に資格を取得し、45 年 8 月 21 日に資格を喪失) があり、また、写真を送付してきた者は、申立人を覚えているものの、E 社における申立人の勤務期間については覚えていないとしていることから、申立期間における申立人の勤務実態を確

認することはできない。

さらに、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者二人のうち、E社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは一人のみで、かつ、その者の加入期間は、昭和32年3月14日から同年8月26日までとなっており、申立期間と大きく異なっている。

加えて、E社の厚生年金保険事務を行っているG企業年金基金において、申立期間及びその前後の期間(昭和30年から45年までの期間)における申立人の在籍記録、厚生年金保険の資格の取得及び喪失届並びに健康保険の加入記録等を調査したが、申立人の記録を確認することはできなかった。

その上、申立人には、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの関連資料及び周辺事情も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。